

高知医療センター検体検査委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知医療センター検体検査委託業務

(2) 事業の目的

生化学検査等の検体検査及びそれらの付随業務を、適切な業務委託料で、かつ業務量に応じた効率的な人員体制と設備体制で適切な処理を行い、迅速且つ正確で安全な検査体制を確立することを目的とする。

(3) 事業内容

別添「高知医療センター検体検査委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日

2 見積限度額

3,516,000 千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「高知医療センター検体検査委託業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県・高知市病院企業団(以下「企業団」という。)は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続に進みます。30 日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて企業団と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県内に事業所(本社、支店、営業所等)を置く者、又は契約締結(業務開始)までに事業所を開設することが確実であると認められる者であること。
- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会による「検体検査」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者、又は医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第9条の7から第9条7の4及び第9条の8に定める基準に適合することを証明できる者であること。
- (6) 許可病床数 300 床以上の規模の病院において、ブランチラボ方式による検体検査業務を2年以上継続して履行した実績を有している者であること。(今年度受託している場合も1年とみなすこととする。)
- (7) 個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること。
- (8) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (9) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。
- (10) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納してないこと。

6 説明会

日時: 令和8年 10 月2日(金)午後3時から

場所: 高知医療センター 2階 やいちょう

なお、会場の都合により1参加者当たり3名までの参加とします。

参加申込みは令和8年9月 29 日(火)までに別紙様式－1により持参又はFAXで受け付けます。FAXによる場合は、電話により着信を確認してください。

7 質疑と回答

質疑は令和8年 10 月8日(木)までに別紙様式－2により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙様式－3)に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
3	参加申込書	A4縦	1部
4	法人概要書	A4縦	10部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和8年 10 月 21 日(水)午後5時(必着)

③ 提出先

〒781-8555 住所 高知県高知市池 2125-1
高知医療センター事務局業務課
TEL 088-837-6735

(2) 資格要件の確認

高知医療センター事務局業務課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和8年 10 月 26 日(月)までに申込者へ電子メールで通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土日祝日を除く。)以内に、書面により、企業長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 企業長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日(土日祝日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和8年 11 月 25 日(水)までに、全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和8年 10月2日(金) 説明会
令和8年 10月21日(水) 参加申込み及び資格確認書類提出締切り
令和8年 11月6日(金) 企画提案書の提出締切り
令和8年 11月18日(水) 審査委員会(プレゼンテーション)
令和8年 11月25日(水) 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(企業団及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-5により提出してください。
開示・非開示の判断は様式-5に基づき行うものではなく、様式-5を参考に、同条例に基づき企業団が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知医療センター 事務局業務課
担当者 須賀・日浦
TEL 088-837-6735
FAX 088-837-6766
E-mail gyoumu@khsc.or.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した

場合

- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 企業団職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は高知県契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。